

## 船橋市地域公共交通総合連携計画策定に係るプロポーザル実施要領（案）

### 1 目的

この実施要領は、「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」に基づき発足した、「船橋市地域公共交通活性化協議会」が実施する「船橋市地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査等を実施する業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

実施主体 船橋市地域公共交通活性化協議会  
業務名 船橋市地域公共交通総合連携計画策定業務委託  
業務内容 別添仕様書（案）のとおり  
履行期限 平成22年3月19日（金）  
業務規模 1270万円（消費税込み）の範囲内

### 3 参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

船橋市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されていること。

委託業務に関し船橋市の指名停止を受けている期間でないこと。

経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

### 4 技術提案書の作成

技術提案書の規格はA4判片とじ・横書きとする。

技術提案書は、1社1案とし基本的な考えを文書で簡潔に記載する。

技術提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。

技術提案書は、仕様書の内容を踏まえ以下の内容について必ず記載する。

各業務項目における考え方および手法

調査方法およびデータ分析手法

実施工程表

提案の特徴

### 5 記載要領

提出書類

プロポーザル参加表明書（様式1）

技術提案書（様式2）

業務従事者の経歴等（様式3）

実績および体制について（様式4）

見積書（様式5）

プロポーザル参加表明書および技術提案書

プロポーザル参加表明書および技術提案書については、提出年月日、商号または名称、代表者職氏名、住所、電話番号を記載する。技術提案書の内容については、前項に定めるもののほかは自由記述とする。

業務従事者の経歴等

業務従事者の経歴等については、従事者の氏名、生年月日（年齢）、所属・役職、保有資格、専門分野、経験年数を記載する（業務に従事するすべての者）。また、平成21年6月4日現在の手持ち業務の状況について、業務名、発注者名、業務概要、履行期間を併せて記載するとともに、受託した場合の担当業務について具体的に記載する。

実績および体制について

貴社の他市における公共交通対策事業に係る類似実績および本業務を受託するにあたっての推進体制を記載する。

見積書

提出年月日、商号または名称、代表者職氏名、見積金額（消費税込み）、見積内訳を記載する。

## 6 書類の提出

提出部数：12部

提出場所：船橋市企画部総合交通計画課内

船橋市地域公共交通活性化協議会事務局

（〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号）

提出期限：平成21年6月15日（月）午後5時まで

提出方法：持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（期限内必着・書留郵便に限る）

この要領に定めた他は一切受理しない。

## 7 技術提案書の無効

この要領に示された条件に適合しないもの

この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの及び記載事項以外の内容が記載されているもの

許容された表現以外の表現方法が用いられているもの

虚偽の内容が記載されているもの

本プロポーザルに係る選定委員と接触または連絡した場合

## 8 質問および回答

本プロポーザルに関する質疑については、次のとおりとする。なお、口頭による質疑は受け付けない。

提出場所：船橋市企画部総合交通計画課内

船橋市地域公共交通活性化協議会事務局

提出期限：平成21年 6月 4日(木)から 6月 5日(金)まで

提出方法：E-Mail にて sogokotsu@city.funabashi.chiba.jp まで送付

(添付ファイルを使用する場合には Microsoft Word ファイル、  
Microsoft Excel ファイル、または PDF ファイルとすること)

質疑の回答日時及び方法は、次のとおりとする。

回答日時：平成21年 6月 8日(月)

回答方法：質疑の回答は全参加者にメールにて行う。

その他：再質疑及び電話による照会は受け付けない。

質疑の回答は、この要領の追加、又は訂正とみなす。

## 9 審査方法

技術提案書の審査は、「船橋市地域公共交通活性化協議会業者選定委員会」が行う。審査方法は、技術提案書の提出を行ったものに対して以下のとおりヒヤリングを実施する。

ヒヤリング日時：平成21年 6月18日(木)(詳細な時間については後日通知)

ヒヤリング場所：船橋市役所9階 第2応接室

ヒヤリング方法：Microsoft PowerPoint によるプレゼンテーション

説明15分、質疑15分程度

資機材対応については、後日通知

選定業者の決定：優先交渉権者および第2交渉権者を決定

(優先交渉権者と協議を行い、合意に達した場合には受託者として決定する。優先交渉権者との協議が合意に達しなかった場合は、第2交渉権者と同様の協議を行う)

審査結果の通知：平成21年6月下旬頃、参加者全員に通知

## 10 審査基準

技術提案書等の審査を行うための評価項目および配点については、以下のとおりとする(別紙「船橋市地域公共交通総合連携計画策定に係るプロポーザル審査基準」参照)。

業務従事者の技術力(配点：20点)

業務経験について評価

手持ち業務量について評価

事業従事者の適正（専門分野、資格取得状況）について評価

取り組み意欲について評価

実績および体制について（配点：10点）

公共交通対策事業に係る実績について評価

業務推進体制について評価

技術提案書の内容（配点：50点）

公共交通運行の実態及び交通事業者の動向把握について評価

交通不便地域における需要調査ならびに需要量推定について評価

公共交通サービスの方針検討について評価

公共交通事業内容の検討について評価

公共交通事業スキーム検討について評価

見積金額（配点：20点）

#### 1.1 その他留意事項

本プロポーザルに係る参加者側の費用は、すべて参加者の負担とする。

優先交渉権者とは、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務を委託することを原則とする。なお、契約時には、船橋市が定める入札約款及び入札心得を遵守しなければならない。

審査結果の異議申し立ては受理しない。

提出された技術提案書等は返却しない。

技術提案書は、プロポーザルの審査以外に参加者に無断で使用しない。

提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、技術提案書等を無効とする。

提出された技術提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲の複製を作成することがある。

技術提案書作成のために船橋市地域公共交通活性化協議会より受領した資料は、船橋市地域公共交通活性化協議会の了解なく公表・使用できない。

見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適切と認められる場合には、当該参加者から説明を求めることがある。

(10) 本プロポーザルの参加を辞退する場合は辞退届を提出すること。